

# ■景観形成基本計画について

## (1) 景観形成基本計画策定の背景

良好な景観形成は、自らの住居空間や商業・業務空間などの生活環境を向上させるとともに、都市の魅力を創出させ来訪者の増加を促し、地域の振興及び活性化に寄与することとなります。

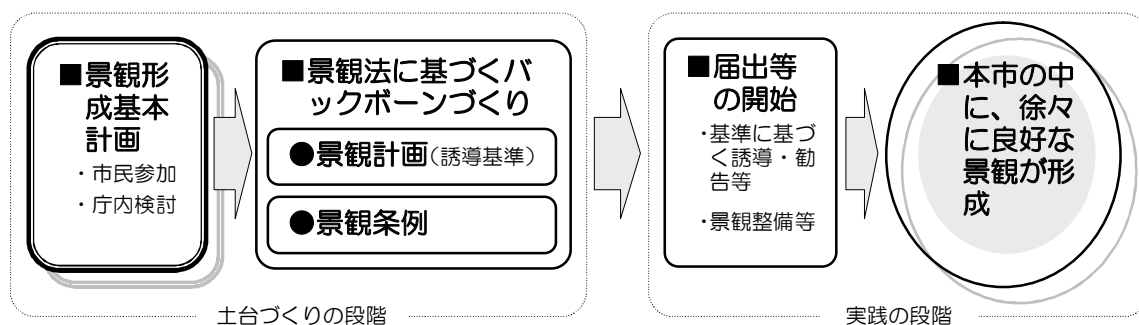
従来において各自治体は、自主条例として景観条例を制定し、積極的に景観の整備や保全を行ってきましたが、基本理念などの国民共通の規範がないこと、自主条例を支える法的な根拠がなく規制手法として届出勧告制に留まっており強制力がないこと、法的根拠がないことによる国の支援が十分でないこと、などによる問題点が発生しておりました。

その中で全国景観会議等より景観に関する要望が国あてに行われるなど、法制整備の気運が高まってきたことから、平成 15 年に国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」、政府は「観光立国行動計画」を公表しました。その後、平成 16 年 6 月 18 日に、わが国初の景観に関する総合的な法律として『景観法』が公布され、平成 17 年 6 月より全面施行されました。

『景観法』は、良好な景観形成を促進させるとともに、強制力を伴う行為規制の枠組みなどが用意されております。近年、自治体の多くは景観行政団体※<sub>1</sub>となり、良好な景観形成に向けた取り組みを始めております。

本市は、平成 19 年 6 月 1 日より景観行政団体となり、良好な景観形成の実践に向けた「土台づくりの段階」に入っております。その土台づくりとして、まず景観形成基本計画を策定し、次にそれに基づいて景観計画の策定と景観条例の制定を行います。そして「実践の段階」として、建築物等の届出等や良好な景観整備等をスタートさせ、その結果として、徐々に良好な景観が形成され、市民のなかに市への誇りと愛着が育まれるような取り組みを推進します。

次の図に、その二つの段階の取り組みの流れを示します。



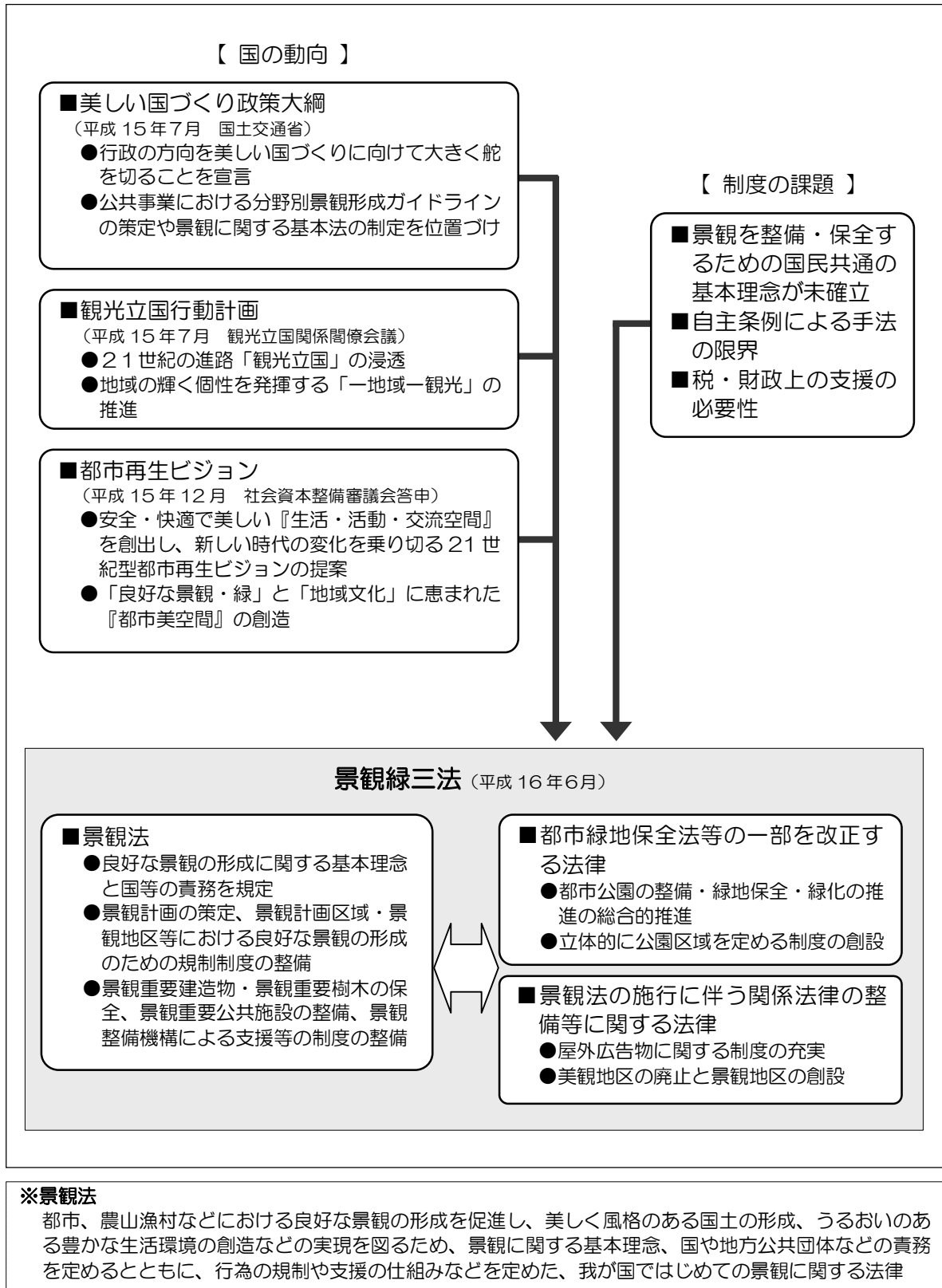
## (2) 景観形成基本計画とは

景観形成基本計画は、本市の景観形成の将来像を示すものです。そのため本計画は、本市の景観特性を活かすとともに、景観形成における課題への対応策など、良好な景観形成を推進するための基本的な考え方や方向づけを定めます。また、本計画は、今後の景観計画の策定や景観条例の制定のための基礎となるものです。

本計画の策定にあたっては、市民や事業者、中学生へのアンケート調査による意向把握を行うとともに、三郷市景観市民懇談会、三郷市景観基本計画等策定委員会・作業部会を設置して調査・検討を行っております。

# 第 I 章 基本計画の策定にあたって

## 1 景観法をめぐる動向



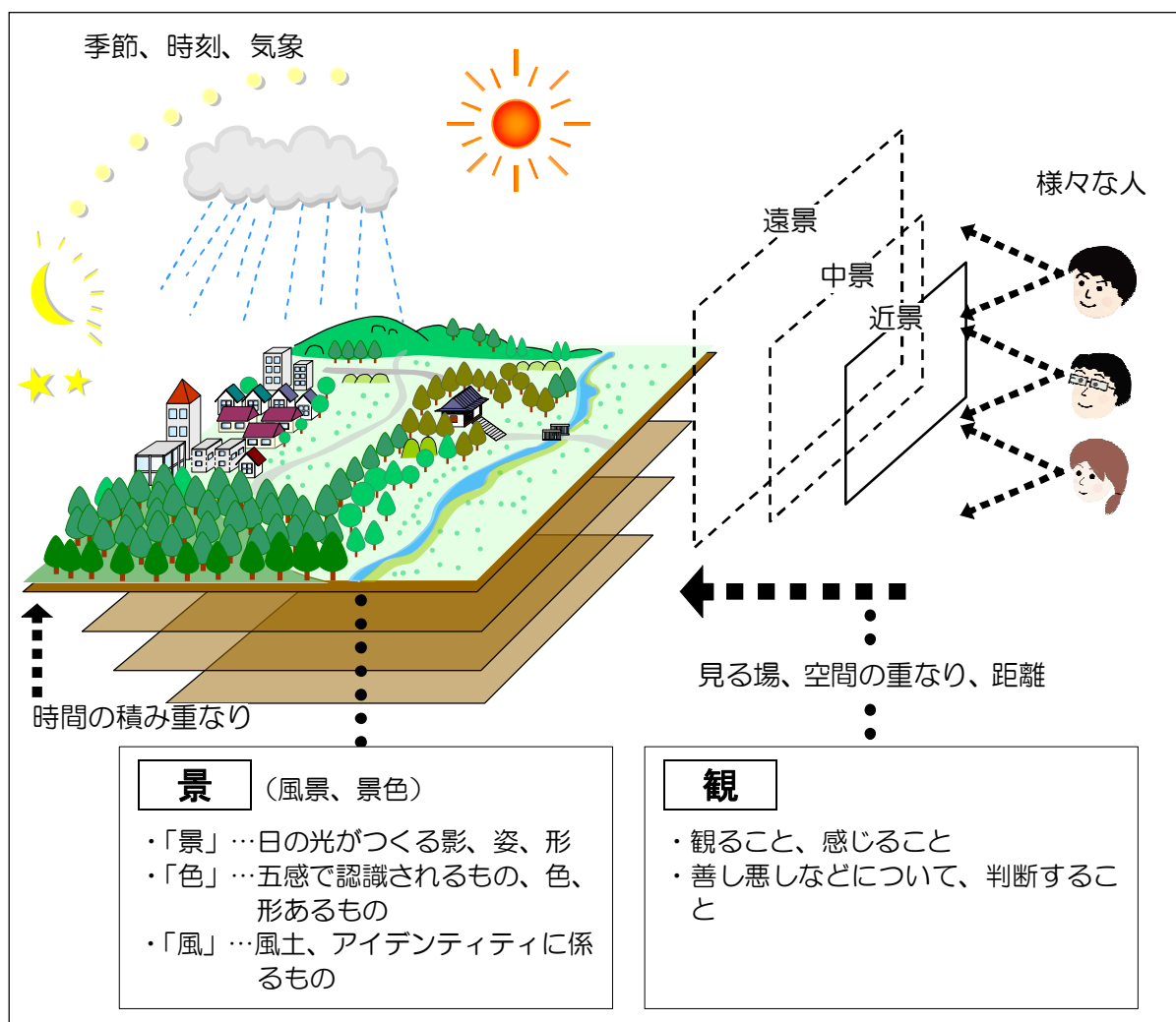
## 2 景観形成の考え方

### (1) 景観の捉え方

景観とは、環境の視覚的な側面をとらえたものであり、視覚的な対象と対象群の全体的な眺めと、それに伴う人間（集団）の心理的な現象であるといわれています。これを都市の環境で考えると、地形や水辺、緑などの自然的な基盤と、建築物、道路などの人工物を含めた人間の活動の集積に対する全体的な眺めであり、それを主に視覚として受ける人間の心の動きであるといえます。

この心の動きは、個人的・主観的なものですが、たとえば、地域に残る原風景などから我々が潤いや安らぎを感じ、大きな影響を受けているように、現に見ることによって受けるのみならず、記憶として蓄積され、多くの人によって共有されるものです。このようなことから、都市の景観は、多くの人によって育てていくべき財産であるといえます。

#### ■景観の捉え方（模式一般図）



## (2) 景観形成の基本的な視点

景観形成は、まち※<sup>2</sup>の視覚的な側面を重視するのみならず、まちの魅力そのものを高めていくことを目的としています。

そのためには、本市が本来もっている景観の構造や特性を理解し、その特性に配慮した三郷らしい個性が感じられる景観を創出し、優れた景観を市民の共有の財産としていくという姿勢が求められます。それは、一朝一夕にできるものではなく、長い年月をかけて取り組んでいくべき課題です。

このような考え方を踏まえ、本計画における景観形成の基本的な視点は、次の通りとします。

### ■景観を支えている自然的要素を重視する（水辺・緑）

水辺や緑は、都市にうるおいや安らぎなどの心理的な影響を与える要素として、欠くことのできないものです。そして、これらの要素は密接に係り合いながら自然の骨格を形成し、その都市固有の景観を形づくっています。

本市の景観を考えるうえでは、これらの自然的な要素に基づく視点から捉えるとともに、それを景観形成に役立てていくことが重要となります。

### ■長い間に培われていく歴史・文化を重視する

都市には、その場所にしかない歴史や文化があります。歴史や文化は、その都市の人々の生活の積み重ねの証であり、今も連続している時間の流れそのものです。長い時間の中で培われてきた歴史や文化の景観は、新しくつくられたものにはない奥深い表情をもっています。

また、良好な景観は時間の積み重ねの中で育まれるものであることから、未来においても受け継がれていくまちの記憶や財産を、今からつくり出すという視点も必要です。

本市の景観を考えるうえでは、このような歴史・文化に係る要素とともに、新たな魅力を創出することも重要となります。

### ■都市づくり、住民のまちづくりと関連させて捉える

景観は、道路、河川、公園等の基盤施設や各種の建築物等によって成り立っています。景観形成には、これらの人為的な施設をいかに良質なものにしていくか、という視点が求められます。

本市の景観を考えるうえで、今後予定されている都市計画道路の整備、面的整備事業、個別の公共施設整備等の都市づくりの各種事業と連動させて捉えるとともに、人々の視線を重視し、歩行者に優しい景観づくり、また日々の営みの中での身近な景観づくりの取り組みなどを考えていくことが重要となります。

### 3 計画の目的と位置づけ

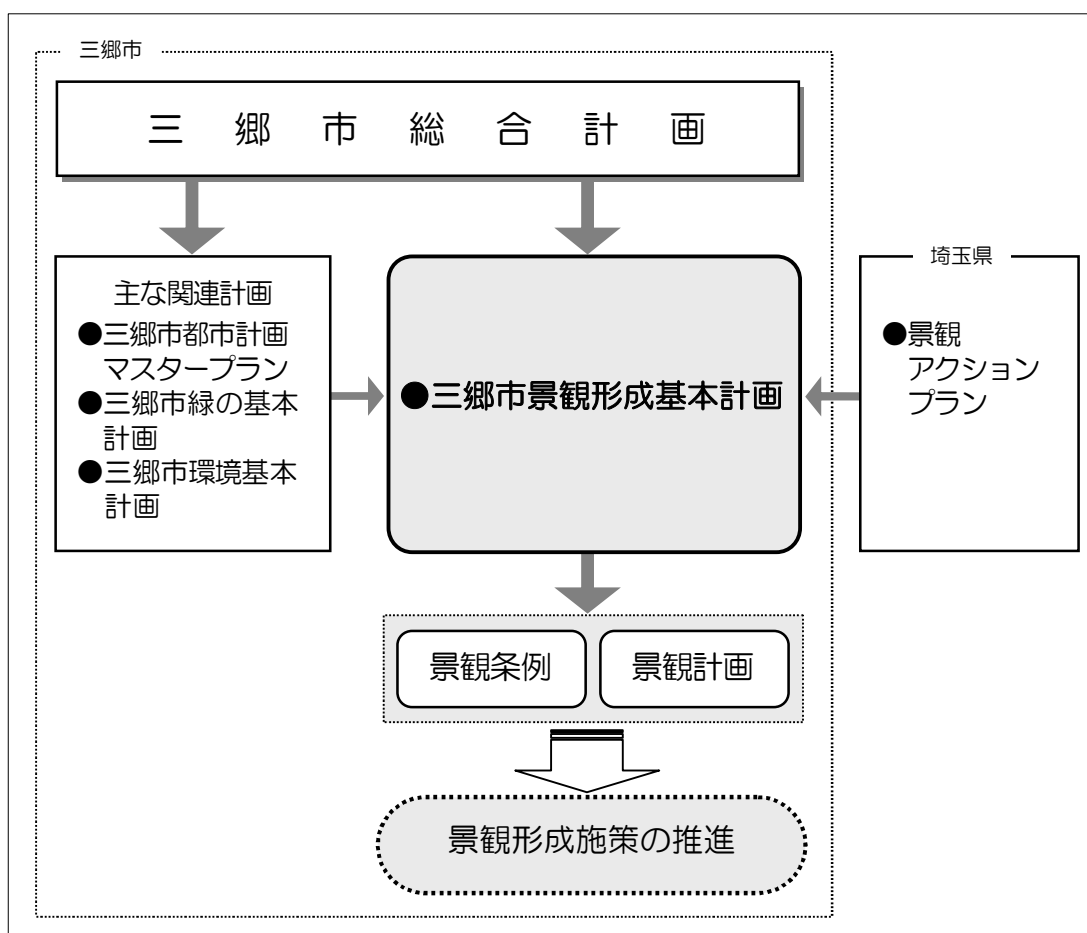
#### (1) 計画の目的

本市は、地域で生まれ、まちづくりで形成された良好な景観や課題となる景観を有しております。また、近年、駅及び三郷インター周辺において新たな街※2の表情が創出されつつあります。本計画は、この期を踏まえ、本市の景観特性を把握したうえで、将来の景観形成のあるべき姿とそれに向けた取り組みの方向を明らかにすることを目的としております。なお、それぞれの施策を展開するに際して、景観形成の手がかりとなる具体的な方策も広く検討し、盛り込むこととしております。

#### (2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の景観形成の基本方針、および今後の取り組みの方向を示す指針となる計画として策定しており、本市の計画体系の中で次のように位置づけております。

#### ■計画の位置づけ

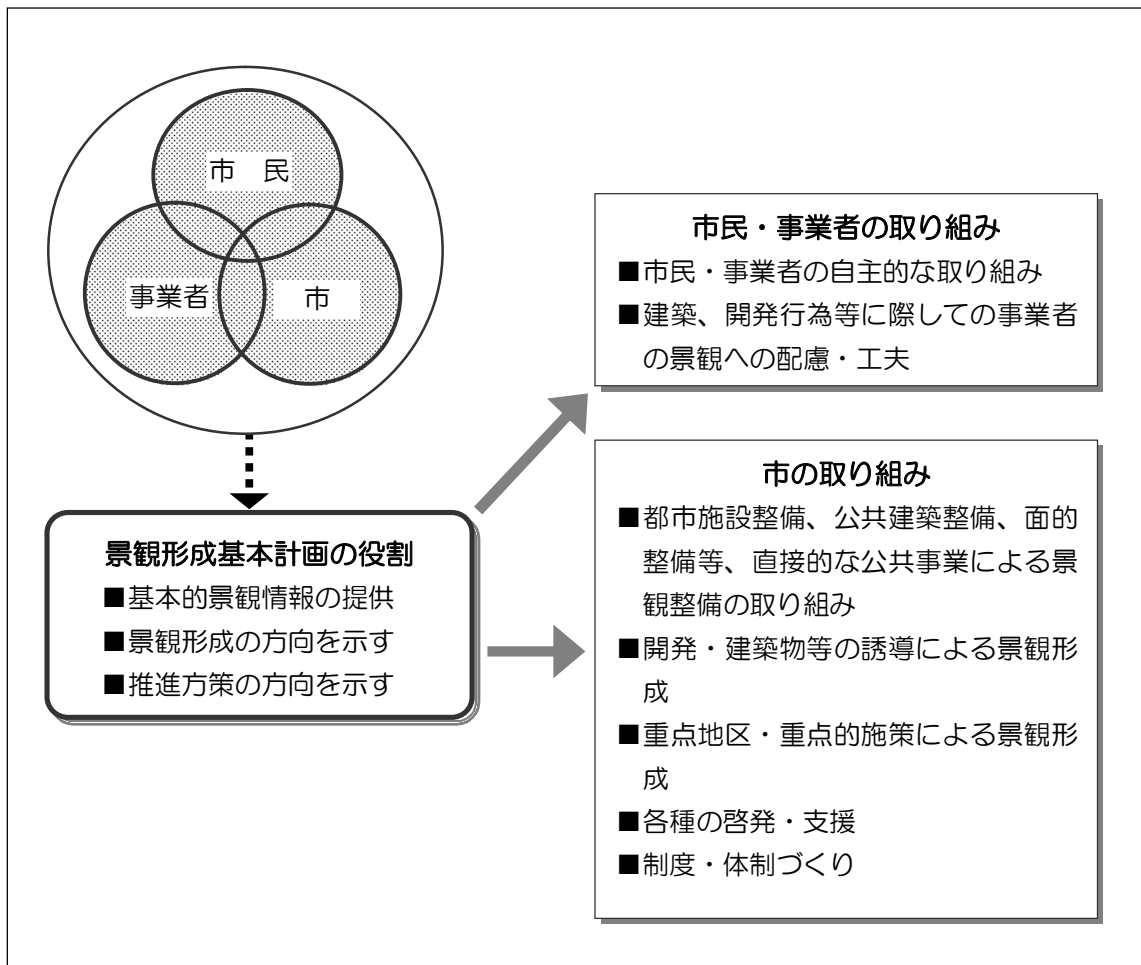


### (3) 計画の役割

本計画の役割は、基本的な景観情報の提供や景観形成の方向を示すこと、そしてその実現のための推進方策の方向性を提示することになります。

なお、景観形成は、市のみの努力でなしえるものではなく、市民や事業者の協力を負うところが大きな要素となります。そのため本計画では、市民・事業者・市それぞれの取り組みの検討を行っております。

#### ■景観形成基本計画の役割



#### (4) 策定の手順

本計画は、本市の景観の現況と特性を調査するとともに、市民等の意識・意向を把握したうえで計画の検討を行っております。また、計画の内容については、市民で構成された「三郷市景観市民懇談会」の意見の反映とともに、庁内関連各課職員による「三郷市景観基本計画等策定委員会」において検討を行っております。

策定手順は以下の通りです。

##### ■策定の手順

